

会場テスト（CLT）における感染症予防対策ガイドラインの廃止について

2023年5月10日

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

CLT 対策協議会

1. 趣旨

- ・ 2023年5月8日、政府公報等で案内の通り、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に変更された。これを受け、経団連などでも各種感染予防対策ガイドラインの廃止が宣言されている。JMRAにおいても、同日をもって『会場テスト（CLT）における新型コロナウイルス感染症予防対策暫定ガイドライン』（2020年6月3日付）を廃止する。
- ・ ただし、当面の間、CLTに参加いただく対象者、業務に従事する調査員等の懸念や感情面への配慮から、会員社の自主的な判断により、一定の感染予防対策を継続させることを推奨する。

2. CLTを実施する市場調査会社への推奨事項

（1）状況に応じて感染予防対策を復活させることが可能な体制の維持

- ・ 今後、新たな変異株が出現するなど状況が変化した場合に備え、“「三密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等」の励行”などの対策を迅速に復活させることができるよう、感染予防対策規定・マニュアル類を維持する。

（2）マスク着用の考え方

- ・ 政府の指針（2023年2月10日）に基づき、調査業務に従事する従業員、調査員、リクルーター等の個人の人々の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は屋外・屋内ともに個人の判断に委ねる。
- ・ 調査対象者向けにも、「マスクの着用は調査業務従事者を含めて任意である」ことを周知する。
- ・ ただし、調査プロジェクトの特性（インタビュー時間の長さ、調査会場の広さなど）により、調査会社が業務遂行のためにマスク着用が望ましいと判断した場合には、調査業務従事者に着用を求めることは許される。
- ・ なお、調査業務従事者に咳や微熱などカゼの症状が見られる場合にはマスク着用を推奨するとともに、37.5度以上など発熱が顕著な場合には医療機関の受診及び休業を要請する。

（3）会場の衛生管理

- ・ 会場にはアルコール消毒液や予備のマスク、検温器具等を備えることを推奨するが、対象者、調査業務従事者ともに強制はしない。
- ・ 自主的に収容最大人員数、長机への着席人数、換気頻度等を定め、運用することを推奨する。

（4）調査対象者への依頼事項

- ・ リクルート時に「調査の当日、発熱、風邪などの症状がある場合には参加をご遠慮いただく」旨を

周知する。

(参考情報)

厚生労働省： 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について（2023年5月8日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

経団連： 新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ等一覧（2023年4月28日）

<http://www.keidanren.or.jp/announce/coronavirus.html>

内閣官房 新型コロナウイルス等感染症対策本部： マスク着用の考え方の見直し等について
（2023年2月10日）

https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

経団連： 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について（2023年2月2日）

<http://www.keidanren.or.jp/announce/2023/0202.html>

以上